

参議院 国土・環境委員会 會議録第九号

平成十年四月九日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月九日

清水 達雄君

林 芳正君

補欠選任

林 芳正君

出席者は左のとおり。

理事 関根 則之君

委員長 岩井 國臣君

菅野 久光君

福本 潤一君

緒方 靖夫君

委員 上野 公成君

太田 豊秋君

鴻池 祥肇君

鈴木 政二君

永田 良雄君

林 芳正君

岡崎トミ子君

和田 洋子君

荒木 清寛君

赤桐 操君

泉 信也君

奥村 展三君

山崎 力君

衆議院議員 建設委員長 遠藤 乙彦君

國務大臣 建設大臣 瓦 力君

政府委員

事務局側

建設大臣官房長 小野 邦久君

建設省都市局長 木下 博夫君

建設省河川局長 尾田 栄章君

審議官 木寺 久君

厚生省生活衛生 局水道環境部長 浜田 康敬君

常任委員会専門 員 八島 秀雄君

本日開会に付した案件

○優良田園住宅の建設の促進に関する法律案(衆議院提出)

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(関根則之君) ただいまから国土・環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、清水達雄君が委員を辞任され、その補欠として林芳正君が選任されました。

○委員長(関根則之君) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院建設委員長遠藤乙彦君から趣旨説明を聴取いたします。

○衆議院議員(遠藤乙彦君) 御紹介を賜りました衆議院建設委員長の遠藤乙彦でございます。

ただいま議題となりました優良田園住宅の建設の促進に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

住宅は、国民が健康的で文化的な生活を送るための基盤となる生活空間であり、国民生活を一層潤いのある豊かなものとするためには、良好な自

然環境に囲まれたゆとりある住宅の供給を促進することが求められております。

我が国の住宅事情は、近年、着実に改善されてきたところでありますが、大都市地域を中心として、良質でゆとりある住宅がなお不足している状況にあります。また、週休二日制の一般化や高速交通ネットワークの充実などに伴い、国民の生活様式の多様化が進んでおり、居住に対する国民のニーズも多様化、高度化してきております。

以上の観点から、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりある国民生活の確保を図ろうとするのが本法律案の提出の理由であります。

次に、この法律案の主な内容について申し上げます。

第一に、市町村は、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を定めることができることとしております。

第二に、優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設計画を作成し、市町村の認定を受けることができることとしております。

第三に、国の行政機関または地方公共団体の長は、認定を受けた建設計画に従って土地を優良田園住宅の用に供するため農地法、都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該優良田園住宅の建設の促進を図られるよう適切な配慮をすることとしております。

その他、税制上の措置、住宅金融公庫等の融資に当たつての配慮に関する規定を設けることとしております。

なお、本案は、公布の日から起算して三月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとしております。

以上、本法律案の提案理由を簡単に御説明申し上げますが、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(関根則之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○緒方靖夫君 日本共産党の緒方靖夫です。この法案は国民に夢を与える住宅をというふれ込みで国民の一定の願いにこたえる、そういう体裁を持っていると思うんです。しかし同時に、いろいろ考えてみますと、例えば四百兆円のプロジエクト構想とかそういうことが言われる、そういう景気対策的な要素、これも感じざるを得ないんです。そうすると、まじめな住宅政策かなということも一つ疑問に思います。

特に私が思いますのは、ちょうど日米構造協議というのが八九年から行われました。そのときにアメリカ側が交渉の土台として出したポジションペーパーというのがあるんです。六分野、二百六十項目に分かれたものですけれども、その中に日本の消費者のためにということで大規模な宅地開発、そのために規制緩和を撤廃、これが公共投資GNP一〇%とか、あるいは建設国債をばんばん発行せよとか、そういうことを並べて示されたわけなんです。そして財界がそれに飛びついた、そういう経過があるのじゃないかと思うんです。そういうルートということをちょっと思い浮かべると、これは国民本意のものかと胸を張って言えるものか、それを委員長にお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(遠藤乙彦君) 緒方先生の御質問にお答えをしたいと思います。

本法案の目的は、自然に恵まれた農山村地域、都市の近郊等におきまして優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的で

ゆとりある国民生活の確保を図るものでござい
ます。本法案は、第一条にございますように、多様
な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生
活を営むことができる住宅が国民から求められて
いるという状況に対応しようという趣旨から提案
したものでございます。

どんな夢とかライフスタイルを考えたいのかと
いうことを具体的にちよつと申し上げますと、い
ろんなことを実は想定しておりますが、例えば豊
かな退職ライフ型。これは退職されてから豊かな
老後を実現する新たな居住形態でございまして、
いわば悠々自適、晴耕雨読型、これも一つの我が
国の伝統的なライフスタイルの一つかと思つてお
ります。

それからもう一つはデュアルハウジング型。要
するにウィークデーは都市に住んで、ウィークエ
ンドは田園に住む、これも非常に理想だと思つて
おります。職住近接の都市に住んで、かつ、ゆ
とりある田園居住を同時実現する、これも夢と言
つていいのではないかと思っております。

それから三つ目に田園通勤型。ちよつと通勤距
離は長くなりますけれども、田園から都市の職場
へ行く、田園のすばらしい環境のところに住んで
都市の職場へ通う。大都市の居住機能の補充、パ
ックアップという形で考えたいと思っております。
通勤時間は長くなりますが、その間はゆつ々
り座れば読書をしたりいろんな勉強もできる、
これも非常に効率的なライフスタイルだと思つて
おります。

それからあと自然遊住型。これは余暇は自然の
懐へ、非常にアウトドア志向の人にはこれでいい
と思つてますが、自然との触れ合い、自然環境の
重視、都市と農村の交流、国土の保全、こういう
た多目的な自然との共生を念頭に置いた住宅構想
もあり得るかと思ひます。

それからもう一つはU・J・Iターンの型。これ
は、帰りにないで、ウサギ追ひし故郷型と言つて
いますけれども、地方定住促進、ふるさと再生で
すね、非常に過疎化が進んでおりますけれども、

そういうところにコミュニティをつくつてい
く。やつぱり人間が定住しないとコミュニティ
ができないものですから、ちゃんとそこに住んで
コミュニティを形成してもらつて、有能な人材
がそういう地方の活性化に資する、こういうこと
を大体念頭に置いておるわけでございます。

財界の要求にこたえるものとなつていないかと
いった御指摘でございますが、確かにこの構想自
体は今言った国民のライフスタイルを実現する
という、それをバックアップすることが主目的で
けれども、ともに長引く構造不況に対する景気
対策の一環という面も当然私たちが考えておりま
す。それはあくまで従であつて、主たる目的は国
民の夢を二十一世紀に向けてどう実現するか、そ
れをどうバックアップするかということに主眼が
ある法律であることをぜひ御理解いただきたいと
思っております。

特定の業界その他の財界の声にこたえるとい
うものではなくて、あくまでも優良な住環境を求め
る国民の声、国民の夢にこたえようとするもので
あるということをぜひ御理解いただきたいと思つ
ております。

○緒方靖夫君　そう何うと夢のように感じるん
ですが、しかし同時にやはり現実の社会でそういう
ことが可能になる層、これが一体だけだけあるの
かということも同時に思わざるを得ないんです。
もう一つ、これは現実の問題としてあるんです
けれども、ある県庁の都市計画担当者は、国土の
保全をうたつた都市計画の精神に反することにな
らないのか、そういう感想を述べているんです。
それで、本法案の第五条は、優良田園住宅の用に
供するため農地法、都市計画法その他の法律の規
定による許可その他の処分を求められたときは、
当該優良田園住宅の建設の促進を図られるよう適
切な配慮をするものとする。という規定がある
わけですが、この適切な配慮とはどういう
ことか。例えば、市街地調整地域での開発を特別
許可するものになるのではないか。これについて
都市局長にお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(木下博夫君)　法の目的は先ほどから
る御説明がございました。したがうしまして、こ
の目的に沿つた措置だということがまず前提であ
らうかと思つております。

お話のございました五条につきましては、基本
的には、開発許可の審査に当たりまして、いわゆ
る手続の簡素化、迅速化、これを適切に行うとい
うことでございますから、法令による許可ができ
ないような案件までを許可しようというようなこ
とでは一切ございません。

○緒方靖夫君　こういう形で実際の地開発を進め
てみた、そして基本方針に基づいて土地の確保を
し整備が終わつた、しかし実際には住宅が建たな
い、そういうケースというのはどういふふうに予
想を立てておられるでしょうか。

○政府委員(木下博夫君)　御質問の趣旨は、いわ
ば計画の認定をしておきながらそのまま放置され
るような、あるいは乱開発に転用されてしまつて
環境の悪化につながるのではなからうかという御
懸念のものと御質問だと私は理解いたします。
言うまでもないわけでございますが、今回の法
律そのものは全体的に理念法に近いと申し上げて
もいいかと思ひますが、そういう中でまず市町村
が優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を
定めておりますので、この基本方針に沿つた形で
それぞれいわば計画が認定されるということでご
ざいます。その際に、基本方針に沿つたもので
あるかどうかというチェックは言うまでもないこ
とでございますが、あわせて周辺の土地利用の状
況とかそれから現在あるいは将来に向かつての公
共施設の整備状況、こういうものを多面的に検討
した上で市町村がこの計画をいわば認定するわけ
でございます。

むしろ私は市町村のやる気がこういうときにあ
らわれてくると思つておりますし、先ほど委員長
からいろいろタイプの御説明をいたしましたことが、
今国土全体が新しい国づくりということに向かっ
ておりますので、国民の希望するそうした国土利
用といひますか、そういうものに沿つた形でこの

法案が私は貢献できてくるんじゃないかと
こう思つております。

○緒方靖夫君　少し具体的にお聞きしますけれど
も、例えば宅地として整備する、しかしそこに住
宅が建たない、そこで例えばそういうところが、
今各地で問題になっておりますけれども廃棄物の
処分場に転用されるとかあるいは粗大ごみの置き
場になつてしまふとか、そういうこと懸念はな
いのかどうか、その辺についてはどういふふう
に考えられますか。

○政府委員(木下博夫君)　これからのことござ
いますから、議員のお話のございました危険性が
あるかないかということについては余り私がお答
えするのは問題であるかと思ひますが、今おし
やいましたように、これから都市の方々と地方の
方々が交流するということは私は大変大きな課題
であるかと思ひます。

そういう意味では、地方の方々もいわば都市の
方々と長期的におつき合ひする場づくりというこ
とでありますから、そこでもつていわば施設その
他がどう配置されるかということには住宅の建設と
同時に市町村の段階で判断されると思ひますか
ら、いささかそういう問題が起る懸念はないか
という御懸念に対して、しっかりと市町村がこれ
から計画の中で位置づけをしていただくことによ
つて防止できてくるんじゃないかと私も私どもは
期待しております。

○緒方靖夫君　そういう点では確固たるそういう
ことを阻止する保証はないと、この法律だけで
は、そのことは言えるんじゃないかと思ひます
が、いかがですか。

○政府委員(木下博夫君)　ちよつと議論がすり合
つていないかもしれませんが、私は今おっしゃつ
たように、それは市町村がやはり建設計画を認定
する際にしっかりとした町づくりといひますか、
そういうものを持つておりますから、私は市町村
の姿勢として周辺の環境を悪化させるような施設
立地ということに対してはしっかりとした姿勢、
態度をとるものと期待しております。

○緒方靖夫君 終わります。
○委員長(関根則之君) 他に御発言もないようです。この後、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました衆議院建設委員長提案による優良田園住宅の建設の促進に関する法律案に反対の討論を行います。

大都市部を中心に我が国の住宅事情は依然として改善されていません。農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅を望む国民の要求があることは事実ですが、これでは住宅問題解決の方向違いと言わざるを得ません。

我が党が本法案に反対する最大の理由は、今国会に提出されている都市計画法や農地法の改正と一体となつて、貴重な自然環境が残っている本来開発を規制すべき市街化調整区域や農業振興地域での開発を促進するものだからです。都市計画法改正では、現行の市街化調整区域内の大規模開発事業を対象とした地区計画の規定の規制緩和を行い、自然破壊を伴つた宅地開発や大型レジャー施設等の建設が促進されます。農地法の改正は、現行の都道府県知事の二ヘクタール以下の農地転用の許可権限を四ヘクタール以下に緩和、手続の簡素化などにより、農業で生活できない農家の農地転用による開発志向をとおし、農業破壊を一層進めることになりま。

特にこの機会に指摘しておきたいことは、この法案が提出された背景です。一九九四年、当時の永野日経連会長は、農地法を改正して自由に使える空間をふやせば、そこで新事業を起す人は幾らでもいる、道路はできる、施設はできる、住宅はできる、ショッピングモールもできる、農地法さえ改正すればと目の前が開けるように事業の機会が出てくる、経済の突破口としての国土利用の改善は急務だと述べています。また、経済団体連合会は九七年九月の農業基本法見直しの提言

で同じ内容を主張しています。アメリカの経済界からも同趣旨の要求が出されています。このように今回の法律案提出の背景には、アメリカや財界からの強い要求があるということです。

日本共産党は、市場任せの住宅政策ではなく、住宅は福祉の立場で国民の住宅を保障する政策への転換を求めています。

以上をもつて反対の討論を終わります。
○委員長(関根則之君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
優良田園住宅の建設の促進に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(関根則之君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(関根則之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(関根則之君) 次に、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。建設大臣(瓦力君)。

○国務大臣(瓦力君) ただいま議題となりました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、その地勢及び気象から豪雨等による災害が多発し、毎年、河川、道路等の公共土木施設に甚大な被害を受けております。このため、政府におきましては、本法に基づき、被災した公共土木施設の復旧について高率の国庫負担を行い、迅速な復旧に努めてきたところであります。

しかしながら、近年、本法の適用対象とならぬ公共土木施設である公園の整備が進み、その被災が増加しております。また、前回の本法改正以来およそ十四年が経過し、その間の社会経済状況の変化に対応して災害復旧に関する制度を改める必要があります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、国庫負担の対象となる施設を追加するとともに、事業採択基準の見直し等を行うとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。
第一に、災害復旧事業の充実を図るため、本法に基づく国庫負担を行う公共土木施設に公園を追加することとしております。

第二に、災害復旧事業に関する事務の簡素化等を図るため、対象となる事業の工事費用の最低額を引き上げるとともに、一カ所の工事とみなす範囲を拡大することとしております。

その他、これらに関連いたしました、所要の規定の整備を行うこととしております。
以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(関根則之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○菅野久光君 質問に入る前に、きのうの毎日の報道で、千葉の建設省技官が国道工事で収賄の疑いで逮捕された。公務員の綱紀粛正の問題が今大変な問題になっているわけですが、まだ疑いから本当にそうなのかどうかというところは、これは警察当局の捜査を見なければわからないわけではありますけれども、こうやって新聞に出るだけで大変私は残念なことだと、このように思っておりますが、このことについて何か大臣、一言あればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(瓦力君) 菅野委員の御指摘はごもっともでございます。事実関係の詳細はわかりませんが、公務員倫理が今日厳しく問われているとございまして、このようなことが起こりましたことは極めて遺憾でございます。捜査当局の捜査を待ちまして厳正に対処したい、かように考えておるところであります。

○菅野久光君 このようなことが再発しないように、やっぱり人間というのは何か非常に弱いものを持っているわけですが、ぜひ今後こういうことが起きないように内部においても十分ひとつ努力をしていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

さて、本論に入りますが、今回の改正は大変かからも趣旨説明にありましたが、対象施設に公園を追加したということ、さらに採択の限度額を都道府県や指定都市は六十万円から百二十万円に、市町村は三十万円から六十万円に引き上げることとしたこと、そして一カ所の工事とみなす被災箇所間の距離を五十メートルから百メートルに拡大する、さらに特殊な工法等の設計費用について補助制度を創設することを内容とし、特に環境保全型災害復旧事業を推進するため、美しい山河を守る災害復旧基本方針を策定しようとするもので、自治体の意見を十分聞いて今回の改正案となったというふう聞いております。自治体の皆さん方からは大変高い評価を得ていて、いろいろ役所のやることについては批判も多々ありますが、今回のこの改正案については大変結構なことだと、私もそういつたような評価をしております。

そこでお尋ねをいたしますが、自治体から意見を聞かれたということでありまして、その自治体の意見の中で一番多かったものはどんなことであつたか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(尾田栄章君) 私ども、災害復旧に際しまして、常々都道府県あるいは市町村の災害あるいは公共施設管理を担当される方々と接しておるわけですが、そういう中で一番自治体の方から強い御要望をいただいておりますのは、災害復旧事業あるいはその事務の簡素化でございます。

ます。そしてまた、一日も早い復旧ができるように、そういう形での迅速化ということについて強い御要望をいただいております。そして、今回の負担法で改正をお願いいたしておりますが、公團事業を追加するということにつきましても、強い御要望をいただいております。

○菅野久光君 さまざまな意見があったのではないかとおもうに思いますが、要望、意見の中で今回の改正案には残念ながら盛り込めなかったというものがあればお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(尾田栄重君) 負担法の対象事業としてどういう事業を加えるかという議論に關しまして、これは前回の改正時におきましても議論が出ておるわけですが、上水道事業を対象にするのかどうか、あるいは産業廃棄物処理施設等をどう扱うのかというふうなことに關しましていろいろ自治体からの御要望もござります。ただ一方、そういう施設につきましてはこれを公共土木施設として考えることが、取り扱うことができるのかどうか、こういう疑問と申しますか、そういう視点からの議論もござります。

そういう中で、今回改正をお願いいたしております要項につきましては、関係地方公共団体の皆様方からぜひ今回改正をしてほしいという強い要望を受けておるところでございます。

○菅野久光君 実際に災害復旧を直接担当している市町村の意見というものを今後の行政の上でぜひ生かすためにも努力をしていただきたいというふうに思います。

それで、災害が起きたときの査定の手続、これはどんなことになっておるんでしょうか、お伺いしたいと思っております。

○政府委員(尾田栄重君) 災害復旧事業そのものは基本的に申請事業でございます。まず被災をした地方公共団体におかれましては、被災施設がどういふ被災をしたかという確認をされましますとともに、被災の原因が異常な天然現象に基づくものかどうかという確認を申請者の方においてされま

す。その上でそれぞれの主務大臣の方に対して災害報告というものがなされます。その上で国庫負担申請というものが主務大臣に出されまして、これを受けた上で災害査定を行います。これは災害査定官を現地に派遣いたしまして、現地で復旧工法並びに復旧事業費を決定する作業でございますが、そういう作業を行うという手順を踏んで事業を進めておるところでございます。

○菅野久光君 申請があつた後、査定は建設省がなさるわけですね。それで、査定が終わつた後、復旧工事に着手するまでの期間というのはどの程度になっておりますか。

○政府委員(尾田栄重君) まず、災害が発生をいたしましたから先ほど申しました災害報告、これは一カ月以内に災害報告をいただくということになっております。そして、国庫負担申請につきましては一カ月から二カ月ぐらい、大体一カ月半ぐらいでございましょうか、発災後そのぐらいの期間で国庫負担の申請がなされます。

その後、それを受けての災害査定でございますが、発災後大体二カ月程度、場合によっては三カ月ぐらいかかる場合もござりますが、大体二カ月ぐらいで災害査定ができるというのが通常でございます。そして、この災害査定で事業費の決定、工法の決定がされますと、ここからは通常のいろいろな土木構造物の普通の発注作業に入るわけでございます。設計、積算を行った上で発注を行うというところでございまして、大体一カ月、物によっては二カ月ぐらいかかるというふうな形でございます。

ですから、非常に多い台風の事例で申しますと、九月に例えれば被災をしたということになりますと、一カ月以内に災害報告がなされ、大体十月までにはそういうのがなされる。そして、十一月ごろには災害査定あるいは事業費の通知、いわゆる現地における災害査定が行われるという形になります。それを受けた上で発注作業に入りまして、早ければ年内、通常一月には発注作業が終わると、そしてそれを受けて現地の工事が始まると

というのが大体普通のパターンでございます。

○菅野久光君 大体普通のパターンでの説明をいただきましたが、今まで災害復旧の迅速化ということは、これは災害を受けた自治体の方々のみならずそのことを願っていると思うので、そういう要望にこたえるためにいろいろ努力をされたのではないかとおもうに思いますが、その努力の跡がわかるようなことがあれば御説明いただければと思います。

○政府委員(尾田栄重君) 今回、迅速化という視点につきましましては、先ほど先生からも御指摘ございましたが、机上での査定、現地に行くことなしに行います査定を、従前二百万円が限度でございましたが、これを三百万以下のものについては机上で行うという形に進められるようにいたしました。その結果、災害の件数で申しまして約半数が机上審査で済ませられるという形になりました。そういう意味合いでは、災害査定業務の簡素化、迅速化が図れるものというふうに考えております。

そしてまた、今まで災害査定に際しまして、その前段階としての工法の決定あるいは必要な工事費の算定というような場合に際しまして、地すべり事業あるいはトンネルの事業というような非常に設計に努力、技術力あるいは時間を要するといふようなものにつきましては外注をして都道府県では作業される、委託をして作業されるという事例が多いわけでございます。そういうものに対しての補助制度と申しますか、そういうことに対して負担をする、そういう形の措置を講じたところでございます。

○菅野久光君 激甚災害のときには別の法律でいろいろ対応することになっておりますが、普通の災害については災害対策費という予算の項目があると思ふんです。それが、例えば頻発したということとでその予算がなくなつたというふうなとき、また災害が起きてできるだけ早く復旧してほしいという要望がある、そういう場合はどのような対応をなされますか。

○政府委員(尾田栄重君) ただいまのお尋ねは災害復旧費そのものが不足した場合どう対応するか、その不足することが生じようなことでは迅速な対応ができないのではないかと、こういう視点でのお尋ねかと存じます。

災害復旧事業に對します国の予算措置といたしましては、その年の災害の発生をあらかじめ予想するということは大変困難でございますので、現在の仕組みといたしましては、当初予算では過去の実績等を勘案した上で最低限の予算というものを措置するというのが基本的な考え方になっております。そういうことでございまして、災害の発生状況によりましては当初予算が不足をするという事態が発生することも起こるわけでございます。そういう場合には、予備費等の措置を含めまして現地の災害復旧事業に支障を来さないような措置を講じておるところでございます。

そしてまた、先生お尋ねの非常に大規模な災害が発生した場合どうかということとで申し上げますと、例えれば平成七年に発生をいたしました阪神・淡路の大震災のように発生をいたしました阪直ちに国会の方で補正予算を御審議いたしてお組みたいだいて、それによって予算措置をするという措置を講じていただいております。

いずれにいたしましても、災害が発生して現地において大変不安な日夜を過ごしておられる被災者の方たちの人心の安定を図るという意味でも、遅滞なく対処できるということは大変大事なことでございまして、そういうふうに私も考えておるところでございます。

○菅野久光君 予算があるとかないとかということに關係なく、災害が出て、もしも予算がないときには予備費などを使って災害復旧に当たるから、国民にある程度安心感を与えるというふうなことはきちつとした対応をしているというふうな理解をいたしましたが、そういうことでよろしゅうございませうか。

○政府委員(尾田栄重君) そのような形で最大限

努力をさせていただいているところでござい
ます。

○菅野久光君 工事については、以前はかなり直
営事業というのがあったと思うんです。しかし、
最近はいろいろリストラなどで設計だとかそうい
う仕事はほとんどが外注ということになつてい
るというふうに聞いておりますが、今回、調査、設
計などについてそれを補助対象にしてくれたとい
うことは、これは自治体にとっては本当にありが
たい。

そして、私も、今回の法案の問題について北海
道の関係者のところでちよつと聞きました。長年
このことを要望していたんだけれどもなかなか実
現ができなかつたんだが、今度の法改正でこうい
つたようなところについても補助対象にしてもら
つたのは本当にありがたいということで大変喜ん
でおります。しかし、まだもうちよつと拡大し
てもらえるものも何かあるような口ぶりでありま
した。私は、何がどうなんだかよくわかりませ
んけれども、そういった意味で、自治体のいろん
な話を聞きながら法改正に当たられた、まさに国民
の声といえますか自治体の声というものをこの法
案の中に生かされたということは大変結構なこと
だというふうに思っております。

さらにこの補助対象を拡大するというようなお
考えが、今やつたばかりであれですが、今後研究
されて、そういったようなことをお考えになるよ
うなことはないかどうか、お伺いしておきたいと
思います。

○政府委員(尾田栄章君) 先生に御指摘をいた
だきましたとおり、従前、公共工事そのものも直営
というところで実施しておつたわけでございます
が、昭和三十四年以降工事そのものは民間の施
業者の方々に施行いただくという形に移行し、現
在、設計業務そのものにつきましてはほとんど大
部分については民間で実施をいただくという形
に進んでまいっております。

そういう大きな背景の中で、災害復旧事業につ
きましても、そういう工法の決定、設計にかかわ

りますところにつきまして新たに補助をする、あ
るいは負担をするという制度をお願いしてござ
います。

これは、近年、先生御指摘のとおり地すべり対
策工事あるいは橋梁工事、トンネル等の特殊な工
法、そういう災害被災公共施設そのものが非常
に地形、地質的に難しいところで工事を展開す
るという中で、大変難しい形で災害復旧をせざる
を得ないというところが発生いたしてまいりまし
た。そういう中で、工法を決定する、設計するとい
うことに関しても非常に技術力を要するということ
になつてまいりました。また、費用もかかるという
ことになつたわけでございます。そういう事態
を受けまして、査定申請に要する費用の一部を新
たに補助する制度をお願いいたしてございます。

先生、さらにこういうものを広げられないかと
いうことでございますが、先ほど申しました
が、災害復旧事業は基本的には申請事業という性
格でございます。申請者において関連する資料
を整えた上で申請されまして、それを受けた上で
個々の負担のありようを考えると、こういう制度
でございます。

ただ、先ほど申したような背景の中で、難しい
工事については工法を決定する査定費用の一部を
負担することを考えておるわけでございます。現
時点においては許される範囲内ぎりぎりのこと
でござりますが、地方公共団体の特に市町村から非
常に強い御希望があることは我々も承知をいたし
ております。

ただ、現時点においては、ここまですりぎり
のところであつたというふうに御理解をいただ
ければありがたいと存じます。

○菅野久光君 初めて盛り込んだわけですから、
これからどんな状況になつていくかわかりませ
んが、そういう補助の拡大を願う声というものは
高まつてくるのではないかとこのようにも思いま
す。

今回、限度額を六十万から百二十万、三十万か
ら六十万に上げたということで、それ以下のところ
は結局補助の対象にならないということから、
上げたことによりよかつた部分と、それから自治
体の負担が余計ふえるのではないかとこの両
方出てくるのではないかとこのように思っています。
地方財政に悪影響を及ぼさないように何らかの措
置を考へるべきではないかというふうに思つてい
ますが、この点についてはどのように考へていま
すでしょうか。

○政府委員(尾田栄章君) 今回、採択限度額の引
き上げをお願いしてございまして、こ
のことによりまして、いわゆる足切りと言われる
部分が新たに十四億円程度、これはモデルの計算
でございますが、生ずるのではないかと考へてお
ります。これに對して、今回公園事業を新た
に追加するというところ、そしてまた先ほどお話
がございました災害査定設計委託費の対象の拡大を
いたしますこと、そして一カ所の工事を従前の
倍、百メートルのところまで一括した一カ所工事
として扱うという措置によつて救われる部分、そ
して今回足切りになる災害につきましてもい
ゆる災害への交付金で充当する部分がございます
ので、これを相殺いたしますと地方公共団体に御
負担をいただく部分はほとんど、同じぐらい
になるのではないかとこのように考へてございま
す。

先ほど申しました足切りになります部分につ
いては、地方公共団体の財政力によりまして交付金
の充当率が変わつてまいりますので一概にどうこ
うと申せませんが、財政状況の厳しいところにつ
いてはかえつてプラスになるという面も出てこ
うかというふうに考へてござい
ます。

○菅野久光君 最後に大臣、いよいよ予算も上
つたらすぐ景気対策ということで公共事業の約八
一%を前倒しするというようなことが報せられて
おりますけれども、八一%を前倒しをするという
ことは、これは大きな事業ですね。前倒しをしな

かつたらなかなか八一%というのはいかないのじ
やないかということをお私は心配します。

この前、委嘱審査のときもいろいろ申し上げま
したけれども、大きい工事というのは大きなゼネ
コンなどを含めたい、そういったところでないとい
うこと、またこれは中小にな
かなか仕事がいけないことになつていくので
はないか。それは本場の意味での景気対策にな
らないのではないかとこのことを、私は前倒しする
という気持ちにはわかりませんが、大変心配を
してございます。

それについて大臣のひとつお考えを承つて、
私の質問を終わりたいと思つた。

○國務大臣(瓦力君) まずは、昨日参議院にお
きまして平成十年年度の予算が成立をいたしました。
委員各位のお力添えによるところでございま
して、ありがとうございます。現下の経済情勢は
なお極めて厳しいわけでございます。早速執行
に当たりましては地方も含め、景気対策を念頭に
置きながら、あつた努力をしていかなければいか
ぬと思つております。

なお、執行につきましてはこれは政府全体で考
えるわけでございますので、早急にとのあたりを
前倒ししていただかないと、早急にとのあたりを
含めて検討に入らぬかと思つたが、私も前倒し
につきました。これは規模として大きくなることを期
待いたしてござい
ます。

なお、当委員会の質疑におきましても、従来型
のものよりもきめ細かく検討をしろというよう
なことでございまして、またきめ細かに地方の景
気動向にも配慮しろというようなど、多々各位か
らの御質問にもございまして、そういう点に
も配慮しながら、全力を挙げた景気回復に建設省
として役目を果たすべきものは一杯努力してま
いらなきやならぬと、こういう決意でございま
す。

○荒木清寛君 本法は、被災した公共土木施設の
復旧について高率の国庫負担を行い、迅速な復旧
に努める、そういう立法趣旨だという御説明がご

ございました。ただ、今のお話も聞いておりまして、今回の改正がどのくらい補助金の切り捨てになっているかという危惧を私も抱くわけです。改正によって自治体の負担がふえる面と軽減される面があるというお話で、トータルで考えるととんとんであるというのが今の御説明であつたわけです。

ところが、いただいた資料を見る限りは、先ほどの採択限度額の切り上げにより対象外になってしまふ分が十四億弱ある。もう一つ資料が出ておりました、反面、一カ所工事の拡大によって救済される部分がありまして、一億六千五百二十三万ですか、そういう数字が出ております。それ以外に交付金で措置をする分と公園の追加の部分があるからとんとんであるというお話なんですけれども、きちんとした数字が出ているのは十四億と一億六千万でありまして、これだけ見る限りは自治体にとつてはかえって負担が重くなるのではないかと懸念を私は持つんです。

先ほどおっしゃったトータルで同じでありますというその根拠をもう少し示していただけないか。

○政府委員(尾田栄章君) 先生御指摘のとおり、採択限度額の見直しと申しますか足切りによりまして十三億八千七百万円の負担増が出るわけでございますが、これに対しまして公園の追加で六億四千万、そして一カ所工事延長の拡大、五十メートルを百メートルにするということによりまして一億六千五百万円、そして先ほど御指摘がございました災害査定設計委託費の対象の拡大をするということによりまして九億六千六百万円が新たに市町村から見れば減になるわけでございます。

それで一番問題になりますのは、今回、足切りになるといいますか、対象外となった災害への交付金の充当部分があるかということでございます。これは地方公共団体の財政力によって異なるわけですが、四七・五％ということでございます。十二億二千二百万円、八五・五％

という形で見ますと……済みません、事業費で申しておりますが、国費で申しますと、対象外となる災害への交付金で充当する地方の負担減というの、充当率が四七・五％の場合ですと五億八千百万、それに対して充当率が八五・五％でございますと十億四千五百万円ということでございます。そして、先ほど災害査定設計委託費の対象拡大事業費で申してしまいましたが、あくまでも国費での議論をすべきでございますので、国費で申しますと四億八千万、これはどちらでも変わらぬ、そういう形でございます。

そういうことでございますので、充当率が四七・五％の場合は三千六百万円の負担増になりまして、八五・五％で見ますと四億二千八百万の負担増になるということでございます。そういうことで、大勢としては負担増ということにはならないというふうにご覧いただければと思います。

○荒木清寛君 今回、採択限度額が二倍になっております。参考資料によりまして、算定手法が図解されていて、同じ程度の工事面積にかかる工事価格が基準になっていようです。要するにコストが二倍になったという図式かと思うんです。これはどういうデータを使っていますか。

○政府委員(尾田栄章君) 災害復旧工事は、従前からブロック積み工法というのが大部分を占めておりますので、このブロック積み工法によりましてどれだけの対象面積が、単位面積当たりの単価がどうかという比較で今回の金額を決めたわけでございます。

具体的に申し上げますと、採択限度額は、前回昭和五十九年の時点で改正をいたしましたわけでございますが、そのときに参考いたしましたデータは昭和五十七年の数字でございます。この時点におきます対象面積二十五平方メートルに必要な積みブロックを行いますに要する費用が約六十万円でございます。これを今回の時点で計算いたしますと、百二十万円のようになります。

そういうことで、今回倍増という形での変更、限度額の引き上げをお願いいたしておるところでございます。

○荒木清寛君 今回は平成八年のデータを使っているんだと思っております。その後建設業界もリストラでコスト削減をしているわけですし、あるいはセメント、鋼材等の素材の相場も下がっているというふうな聞いておられるわけですが、この平成八年のデータでよいのか、いささか古いのではないかと懸念も持つわけですが、この点はいかがですか。

○政府委員(尾田栄章君) 平成八年以降のコスト削減の努力は確かにこの数字には入っておりますが、わけでございますが、このコンクリート積みブロック工法と申しますのは非常に人件費の比率が高い、そういう工種の仕事でございます。そういう意味合いで、労務賃金が非常に影響をいたしております。そういうことでございまして、現時点においても大きな差はないものというふうにご覧いただければと思います。

なお、災害復旧の工法そのものも、こういうブロック積み工法から、これからは自然に優良品と申しますか自然環境に配慮した形の工法に変えていこうということでございますので、そういう中でまた個々の災害復旧に際しては努力をしたいと思います。

○荒木清寛君 前回、昭和五十九年の改正におきましては、下水道が法律の対象施設になったわけでありまして、それならば下水道も当然加えるべきであるという質疑に対しまして厚生省は、下水道もぜひ対象事業として入れていただくように努力したいと答弁をしております。

だが、今回結果的には対象になつていないわけですが、これはどういうことでしょうか。
○説明員(浜田康敬君) 水道施設の災害復旧につきましまして、この負担法の適用対象にすることにございまして、先生御指摘のように五十九年に国会で御議論がございまして以来、私どもとしても関心を持って、折に触れまして内部的な検討は行つてき

たところでございます。ただ、今回入っていないではないかというようなことにつきましての背景でございますけれども、五十九年以降の下水道施設の災害復旧の件数あるいは事業費について見ますと、特定の年度、つまり阪神・淡路大震災等の大災害が起こった年度を除きますとほぼ横ばいの状況で、特に大きく増加している状況にはないといったことがございまして、また、阪神・淡路大震災の際には大変大きな被害を水道施設も受けたわけでございますけれども、この際には内部的には負担法の対象ということも検討しかけたわけでございます。

結果をいたしまして先生御案内のとおり特別立法ということで、水道施設につきましても十分の八までの補助率で法律補助ができたというふうな状況で推移しております関係で、改めて要請するという状況には至らなかつたわけでございます。

ただ、私どもの気持ちとしては、できれば法的な根拠を持って災害復旧事業をやつていくということが望ましかろうということでございますので、こうした観点から、今後とも市町村等の意向も聞き、また関係省庁とも折に触れて御相談させていただきながら検討をしたいと思います。

○荒木清寛君 同じく、前回改正時の昭和五十九年四月十七日の委員会質疑の中で国土庁は、「激甚災害の指定基準につきましまして、社会経済情勢の変化に対応いたしますのでその見直しを行っていくことは、この制度を今後適切に運用していく上で極めて重要なことである」と考えております。

と答弁をしております。その後、基準につきましましてどのような改正が行われたのでしょうか。行われていないのであれば、それはなぜなのか説明していただきたい。

○説明員(木寺久君) 激甚災害の指定基準につきましては、昭和四十三年の局地激甚災害制度の創設を初めいたしまして、社会経済情勢の変化に対応して改正を行つてきたところでございます。

昭和五十九年以降は指定の改正を行っておりませんが、長期継続災害である雲仙噴火災害についての激甚災害の指定や、極めて大規模かつまれに見る災害である阪神・淡路大震災につきましても激甚災害の早期指定を行うなど、適時適切な運用を行ってきたところでございます。

今後とも、社会経済情勢の変化に対応しまして、関係省庁と連絡しつづつ必要に応じて適切に対処してまいりたいと考えております。

○荒木清寛君 御案内のように地方財政は厳しい状況にあるわけですから、その基準の見直しについても適切な対応を要請しておきます。

先ほど自然環境に配慮をした災害復旧という話がありました。建設省は、河川等の災害復旧事業について、環境保全型へ転換をして今までの三面コンクリート張りという改修をやめるということをお願いしております、このことは私も地域を回っております、そういうことであれば高く評価をしたいと思います。

しかし一方で、政府は公共工事のコスト削減を政策として推進していますが、こういう環境に配慮をした環境保全型の工事につきましては、自治体の中にはコスト増を懸念する声も一部にはあるようでもあります。

そこで、コスト削減と環境保全型の工事による費用面での兼ね合いにつきましては、大臣としてはどう認識をしておりますでしょうか。

○政府委員(尾田栄章君) まず、私の方からこの環境に配慮した工法とコストの関係だけ御説明をさせていただきますまして、後ほど大臣の方から御答弁をお願いしたいと思います。

確かに、自然環境に配慮をするということによりましてコスト増を招くということを我々自身もある意味では恐れたと申しますか、そういう状況にあるわけでございます。

ところが、実際にいわゆる多自然型工法と普通のコンクリートを用いた工法との比較をいたしてみますと、これは河川のいろんな条件によりま

て大変にばらつきが出てまいっております。一概に多自然型工法というのが高いということでは必ずしもないわけでございます。これは、川の中にはあります土あるいは石というようなものをどれたけ使えるか、近くの石という多自然型工法に使うような木がどれだけ使えるか、こういうような要素との兼ね合いもございまして、必ずしもコスト増につながるというふうな考えでございまして、ただ、この多自然型工法そのものはまだ始まったばかりと申しますか、ここ十年ぐらいのことでございますので、今後ともコスト削減につきましても十分努力をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

なお、もう一点、災害復旧における一番の問題点は、早急に復旧をしなければならぬ、そのスピードの点がございまして、そういう観点から、従前はコンクリートを主体にした復旧を行ってきたわけでございますが、そういう点を考えますと、多自然型工法ですべてやれるというわけでもございませぬ、また日本の非常に急峻な地形条件の中ではコンクリートの三面張りというのやむを得ない、そういう河川の状況もございまして、そういうところを十分勘案しながら、その河川に一番合った工法を採択してまいりたいと考えております。

○国務大臣(瓦力君) 自然の材料でございまして木や石の使用、また土などで覆うことによりまして植栽の確保、これらのことを考慮に入れながら、なおかつコスト削減も配慮いたしまして自然の回復力によって自然環境の保全が可能となるような工法を選択する、こういうことをガイドラインは目指してあるわけでございます。そのことについてのコストのあり方につきまして、今、河川局長から答弁がなされましたが、いろいろ工夫はしていかなければならぬ課題がこの中にもあろうと思っております。

もう一点は、環境に配慮した河川整備についての御質問でございますが、昨年、河川法改正をいたしましたして、河川環境の整備と保全を目的に加

たわけでありまして、水利自治とあわせて良好な自然環境の保全や河川環境の整備を図ることとい

ました。災害復旧事業におきましても、今申し上げました美しい山河を守る災害復旧基本方針を策定いたしましたして、河川が本来持っているさまざまな効用、機能の復旧を図ることとしておるわけでございます。

一層積極的に河川環境の整備と保全に取り組み、荒木委員の御指摘は大変大切な視点でございますので、これらをおあわせて復旧事業に当たるところに努力をしてみたいと、こう考えておるわけでございます。

○荒木清寛君 終わります。

○緒方靖夫君 私、先ほどから議論になっております地方負担の問題についてお尋ねしたいと思

うんです。建設省から過去の実績から推計した資料をいただきました。九六年度災害の実績によると、地方の負担増は六億三千万円、一件のみならず要件の緩和で補助対象となるのは七千五百万円、わずかに二%が救済されるにすぎない。それから、公園の追加を入れても補助の増加分は一億七千万円、負担増の方が三・七倍になるのではないかなと思

うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(尾田栄章君) 採択限度額の見直しによりまして地方の増加の負担分が十三億六千六百万円でございます。これに対して、公園の追加によりまして負担減が一億七百万円、そして一カ所工事延長を五十から百メートルに変えるということによりまして負担減が一億六千二百万円、そして災害査定設計委託費の対象の拡大が四億八千万円でございます。

そして、一番問題となりますのは、対象外になる工事を地方公共団体が施行された場合に交付金で充当されることとなるわけでございますが、この額がどうなるかということでございます。交付金の充当率が四七・五%と財政力が強いところでは五億八千万円、それに対して財政力が弱くて交付金の充当率が八五・五%と高いところでは

十億四千五百万円となるわけでございます。そういうことで、差し引きいたしまして交付金の充当率が四七・五%という場合には地方公共団体の負担増が三千六百万円でございますが、八五・五%の場合には負担減が四億二千八百万円となるというところでございます。

それだけの交付金の充当率は毎年違いますが、今申しました数字の間にあることは確かでございます。そういうことで申しますと、負担増ということではなしに負担減になるというふうに考えております。

○緒方靖夫君 いろいろばらつきはあるようだけれども、いずれにしても大きな負担にならない、そういう御説明だと思っております。

それで、確かに先ほどから議論を伺っております、工事費単価が前回の引き上げのときの二倍程度となつていまして、補助対象となる事業の最低規模も前回改正時と同程度ということですから、そうすると、そういうことかなと。そういう点で、私たちがこの問題については地方負担についても大きなことにならない、そういう理解をして本法案については反対しないというふうに考えています。

しかし、事業の重点化、そのことを考えてみると、この法案よりもはるかに大きな補助対象の引き上げがあるんです。河川事業で見ると、河川砂防設備地滑り防止施設の修繕費の補助、これが千二百万から千五百万になります。それから、海岸保全施設整備事業補助、補修費の補助ですけれども、これが二千五百万から三千万円。それから石堤修繕費補助、一億から一億五千万、低地対策河川事業費補助、これが二十四億円に設定

と。そうすると、こういう措置による地方負担増、これは私は著しいんじゃないかと思っております、いかがでしょうか、この点は。

○政府委員(尾田栄章君) ただいま先生御指摘の採択基準額の引き上げ、これはそれぞれの事業の修繕的な費用に關します採択限度額、基準額の下限額の引き上げでございます。これは、地方分権

推進委員会の第二次勧告を受けて、地方分権を図る、そういう零細補助金については地方の方でお願いをする、そういう大きな動きの中の措置でございまして、そういう意味合いでは大きな時代の流れだというふうに受けとめておるところでございませぬ。

そして、これらの措置により負担増がどのくらいかというところは、まだ詳細に積算ができておるわけではございませんが、ざっとしたところでの計算で申しますと、大体一億程度ではなからうかというふうに考えておるところでございませぬ。

○竊方靖夫君 ちよつと明晰さを欠く答弁でしたけれども、そんな程度ではないと私は思うんです。ですから、この数字、積算状況等々わかりましたらまた報告していただきたいと思っております。

いずれにしても、この分野では地方負担の増がやはりかなり大きい、そういうふうには私はいろいろ計算してみても思わざるを得ない、このことを申し上げておきたいと思ひます。

それから、おとといスーパー堤防の問題について議論いたしました。そこで私は荒川下流工事事務所のことを取り上げて、四年間でスーパー堤防の事業費が結局四倍近くになっているということをおし上げました。そのときに河川局長は、河川事業全体の伸びの中におさまっているという答弁をされました。そうですね。うなずいておられます。

そうすると、私は思うんですけれども、そもそもスーパー堤防事業というのは工事する箇所は限られているわけですね。それなのに、この事業をやつていないところまで予算を含めて、そういう形で計算するということがちよつと筋が通らないと思ひます。

それはそれとして置いておいても、全体として見ても、直近の数字を挙げてみますと、これは九六年度の数字ですけれども、直轄の河川改修の事業費は四千五百二十二億二千五百万円、河川局の資

料によるとこれが六億七千万円ふえておるわけですから〇・一六％増でしょう。スーパー堤防については、九六年度四百億二千万円で五十三億ふえておるわけですから一三・二％増なんです。そうすると、この数字を見て明らかにかほかの事業をスーパー堤防事業が食つておるということになりませぬか。私はそう思うので、河川局長、あの答弁は訂正していただきたいと思ひます。

○政府委員(尾田栄章君) 一昨日お答えを申し上げましたのは、河川事業費が伸びておる中で対応をしてきておると、こういう御答弁を申し上げました。今御指摘の平成九年度というのとはほとんど伸びがない段階でございませぬし、平成十年度というのとはさらに公共事業全体がマイナス七％という落ち込みの中でのことだと思ひます。

ですから、河川事業費が伸びておる中ではスーパー堤防以外のところも前年度の額を少なくとも確保した上でスーパー堤防に回してくるという形でまいつたわけではございませんが、そういう事業費の伸びがないあるいはマイナスという事態の中で、そういうことができないわけではございませぬし、そういう中でスーパー堤防をどう進めるかということのはまさに大問題だというふうに考えております。

ただ一方、一昨日も申しましたが、利根川で昭和二十二年九月と同じような洪水が再来した場合に、これは平成四年当時の試算でございませぬが、その時点でどういう被害が生ずるかということとで申しますと、被害面積が地盤沈下で拡大する、あるいは人口、資産が集中するということになります。一般的な被害だけで十五兆円という予測といふような間接被害等々を考えればやはり莫大な数字になるわけではございませぬし、そういう中でこれだけの人口集積を抱えた首都圏あるいは大阪圏において、こういうスーパー堤防という事業の重要性が非常にあります。

一方、一般改修事業についても、これは昨年の九州の大災害を見ましても一般改修も地域から非

常に強い御要望をいただいている。そういう中でどういう形で配分をしていくのかがいいのか、私どもも大問題だ。特に、これから公共事業費の伸びが見込めない財政構造改革法のもとでございませぬので、そういう中でこのスーパー堤防事業をどう考えていくのか、これは大テーマだと受けとめております。

そしてまた、河川法改正を受けて、個々の河川に基本方針を定めるとともに整備計画を定めるといったことになっております。そういう中で、このスーパー堤防事業のあり方自体についても十分見詰めていきたいというふうに考えております。

○竊方靖夫君 かなり率直な答弁だと思ひます。いずれにしても、伸びがないマイナス、その中でスーパー堤防の事業費が伸びているわけで、結局その分が一般改修に食ひ込むというそのことは事実として、数字はその点では非常に雄弁ですから、その点は認めていただきたいと思ひます。

それで、今お話がありました例えれば利根川の決壊による十五兆円という被害の予測等々がありましたけれども、私はそういうことは確かであると申すんです。しかし、過去二十年間の水害を見てみると、堤防から漏れたことによる被害というのはこの資料によっても二〇％です。破壊を合わせた二五％。一方、内水による被害というのは四〇％を占めているわけです。別の指標で言うと、九五年度の河川等種類別の水害被害を見ますと、直轄の河川の被害というのは一五％。一番多いのは普通河川で一九％、準用河川で一・八％、二級河川で六％、合合わせると二六・五％になるわけです。

確かに、今言われたように利根川のように十五兆円という話はありません。この額の妥当性はともかくとして、大きい被害になることは間違いないと申す。しかし、こういう中小河川で決壊が多いたという現実からすると、今悩みのことを言われました。私は、これから河川事業を進める上でスーパー堤防をどう位置づけるかということが非

常に大事だと思ひますけれども、この間も言いましたけれども、こういう中小河川の改修、現時点ではそれが大変なことは統計にもあらわれているわけですから、そういう重視の仕方が必要ではないかと思ひます。いかがでしょうか。

○政府委員(尾田栄章君) 確かに数字としての比較で申しますと、いろいろな数字があるわけではございますが、河川の被害が一番の難しいところは、大水害というのはなかなか起こらない、超過確率としてなかなか起こらない。ただ、そういう現象が起こったときは人命損傷をひびく極めて大変大きな被害を受けるわけではございませぬ。ですから、どういふとどういふ形での被害を減らさねばならない。一番大水害被害を減らさねばならない。

確かに、中小河川あるいは御指摘の内水被害というものにつきましても頻発をいたしております。ただ、例えば内水被害を申しますと、これはある意味では本川からの水はあふれることなく、その地域に降った水がじわじわと上がってくる、こういう形でございませぬので人命損傷ということにはなかなか結びつかないといひますか、そのおそれは小さいわけではございませぬ。

ですから、河川事業をどういふ形でどういふ配分のもとに進めるのかがいいのかというのには、御指摘のとおり大問題、非常に大きなテーマでございませぬ。今後二十年から三十年間どういふ事業を進めるかということ、河川整備計画の中で盛り込んで、どういふダムをつくるかということでもひたつくるめて地域の皆さん方に御討議をいたされたら、そういうことを考えておるわけではございませぬ、そういう中でこの問題をも十分考えていかなければならないと思ひます。

ただ、一番御理解を得にくいのは、大水害というのはなかなか経験をし得ない、幸いにもし得ないわけでありませぬが、これが起こったときの怖さ、これをどう実感としてとらえてそういう計画に盛り込めるかというのも大変大事な視点だといふふうに考えております。

○竊方靖夫君 かなり何といひますか、これから

どうしていかか悩みながらやっつけていくという肉声
が聞こえたような気がするんです。私はそれが非
常に大事だと思っております。

そこで、大臣に二点お伺いしたいんです。一つ
はスーパ堤防の問題なんですけれども、前回大
臣の答弁の中でも、やはりこれは大事な問題だか
ら、そしてやっつけていくんだと、一路スーパ堤防
を進めていくという印象の答弁をいただいたよう
な気がするんです。限られた財政の中でこの問題
をどうするかというのは、今河川局長も述べたよ
うに、やっぱり中小のところは、今河川局長も述べたよ
うに、やっぱり対して手当てをしなければいけ
ない。一方で、私もスーパ堤防を全面的に否定
するものじゃありません。それはそれでいいとこ
ろはあります。できているのを見て、確かに住宅
も建つ等々のところはあります。

ですから、そういう意味でその問題をどうとら
えていくのかということについて、政治選択を進
めていく際の決断といえますか、それはやっぱり
大臣にあるわけですから、その点でもう少しイニ
シアチブを発揮していただきたい、その点を一点
伺いたい。

それからもう一点、時間がないので一緒に伺い
たいんですけれども、先ほども市街地調整区域を
宅地にしていくという法案がここで議員立法と
いう形で通りました。ここで決議されたわけでは
けれども、こういう状況の中で、そうなると同じ
に危険箇所がいろいろふえてくる、そういうこと
も起こり得ると思うんです。例えば、降雨等々で
森林にそれがうまい形で作用している、そういう
ところを伐採するわけですから。

そういうことで言うと、河川の問題それから開
発の問題も含めて安全な国土の形成、そういうた
点でやはり非常に大きな課題があるなど、その点
で大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(瓦力君) 緒方委員と河川局長の今の
質疑応答で私は問題点が整理されたかと思うんで
す。

首都圏にいたしましてもまた阪神圏にいたしま

しても、いわゆる集積された地域でございませ
う、やはり大河川の影響というのは非常に大きい
わけでございますから、スーパ堤防などによっ
て安全確保を図っていくということは私は極めて
緊急にして重要なことだと、こう思っております
。先般私もいわゆる河川からスーパ堤防を
視察いたしましたし、また非常に地盤が低い地域
もございまして安全確保というのには極めて重要
な仕事だ。また、それによる緑地の形成も地域に
潤いを与えるわけでございまして、自然を守ら
うという配慮もしながらスーパ堤防の構築に努め
ておるわけであります。

私はどちらかといいますと地方出でございま
すから、地方から出てきた者にとりましては地方
の河川を整備してもらいたいというものは多分に
ございまして、このバランスをどうとりながら限
られた予算の中で整備をして安心できる国土をつ
くっていくこととございまして。

今、河川局の悩みというのは、目に見えざる下
支えをする、安心、安全の基盤をつくる、こうい
う中で限られた予算がなお縮減の方向にあるとい
う悩みを十分聞いておりました、私はこの機会を
通じて緒方委員にもぜひ予算確保のためには
先頭に立っていただきたいなど、といえますの
は、理解をいただきます、どうしても我が国は
脆弱な国土でございまして、安心して暮らす私
ども政治家の努力だと、こういうぐあいに思いま
して、きょうはもう議論は整理されたかと私は存
じております。

また、国土の安全に対する建設省の取り組みに
つきましてお尋ねでございますが、防災対策は国
土管理の基本であることは申すまでもありませ
ん。河川、海岸、砂防等の国土保全、また都市の
防災構造化等地震対策の事業を計画的に進めてま
いらなきやならぬわけでございます。また一方、
ソフト対策として洪水や土砂災害に対する危険箇
所の周知、いわゆるハザードマップの作成、公表、
加えて警報システムの整備等積極的に今取り組ん

でおるわけであります、新たに本年三月に、建
設省防災業務計画に水質事故災害対策、道路災害
対策等の事故災害対策編を追加いたしましたわけで
あります。

この会議も実は主宰をさせていただきました
が、さらに今後安全、安心ができる国土づくり、
今申し上げたハード、ソフト両面から防災対策に
取り組んでまいりたい、安全を確保したい、こう
考えております。

○緒方靖夫君 終わります。

○泉信也君 今回の法律改正に当たりまして限度
額が引き上げられるというふうなことになるわけ
ですが、この法律改正の過程で農水省及び運輸省
との何か議論がなされたのか、特異な論点とい
うようなものがございましたらばお話しいただき
たいと思います。

○政府委員(尾田栄章君) 災害復旧事業に
いたしましては省庁が集まりまして、財政当局もひ
くめてございまして、そういう検討の場を設
けて災害復旧事業のあり方について討議を昨年行
いました。その結果として、今回のこの改正案の
お願いをいたしております。具体的な申しと、
具体的に申しまして、大蔵省、農水省、林野庁、
水道庁、運輸省、建設省とオプザパーとして国
土庁がお入りでございまして、こういう省庁が
集まりまして災害復旧事業の基本的なあり方
について議論を行ってまいりましたところござい
ます。

○泉信也君 その検討会の議論の過程で、この限
度額の引き上げについて問題があるとか、あるい
はもつと上げていいとか、そんな議論がござい
ましたか。

○政府委員(尾田栄章君) 検討会の中の議論とい
たしましては幅広い議論を行っておりますが、先
ほど来御討議をいただいておりますとおり地方公
共団体の負担増を招かないという視点、これは一
方財政当局から見れば国庫の負担増を余りしても
困るという、そういう二律背反の中でどういうと

ころが一番災害復旧に際しての負担のあり方とし
て適正かという議論を積み重ねました。
従前対象としておった事業は対象とする中で、
いろんな条件を踏まえて今回の改正案をお願い
いたしましたところでございます。

○泉信也君 局長の答えは大変難しい選択であ
ったかと思っておりますが、今度の公園に限ってお尋
ねをいたしますと、この限度額の引き上げによ
って、同趣旨の質問があったかもしませんが、逆
に対象外になるという面積と申しますか、面積は
わからないかもしませんが、件数あるいは想定
される金額というふうなものがどれくらいになる
んでしょうか、対象の外れるものですね。

○政府委員(尾田栄章君) 今回、公園と申しま
すか従前対象としておりました事業について申しま
すと、件数で全体の約5%に相当いたします千八
百件がいわゆる限度額の引き上げによって対象外
になります。これを金額で申しますと、全体の約
○・4%に相当する約十四億円ということござ
います。

○泉信也君 そこで、今回の改正によってある意
味では対象となる件数は減るといふような動きに
なるかと思っておりますが、災害査定が局長がお
答えになりましたようにかなり時間がかかってお
るといふ実態だと思っております。一部では紙上審査と
いうこともとられておるようですけれども、具体
的にさらに効率的にやる方法というものは何かお
考えでございませうか。

○政府委員(尾田栄章君) 今回、机上査定を相当
ふやしていただきました。これによりまして件数
で申しますと約半分が机上査定でできるわけでござ
いまして、金額はともかく、一件一件がそれぞ
れの事務を伴いますので、そういう意味では相当
の事務の簡素化ができたというふうな考えでござ
います。
そして、この机上査定に際しましては、金額そ
のものもモデル的な単価に延長を掛けてそのまま
算定をするという、いわゆる一件一件の積算をす
ることなしに金額をばじくということも行ってお

りますので、相当の迅速化が今回の措置でできるのではないかとこのように思っております。

ただ、どうも災害が一たん発生をいたしますと、一刻も早く復旧をしてほしい、復旧すべきだという地元の方々の思いが、災害復旧がなかなか進まない、特に地方公共団体が実施をされま

す災害復旧が進まない、こういう御批判を受けることにつながっておりますが、数字的に比較をいたしてみますと、私どもが直接行います直轄災と比較しても、そのスピード、迅速性は変わらないというふうに考えております。

これには、もちろん地方公共団体の職員の方々の大変な御努力が背景にあつてそういうことができておるわけですが、より簡素化、合理化に向けてやるべきことがないのか、地方公共団体の声も十分受けとめて対応を考えてまいりたいと存じます。

○泉信也君 やや乱暴なお尋ねかもしれませんが、例えはある金額を切つて、ある金額以下の災害については地方自治体にまず復旧を任せるとして後でそれが適正であつたかどうか査定するということの方ができないか。

それは災害査定をされる立場から見ても、災害がかなりシーズンのような季節的に重なる部分もあつたり、地域的に重なるというふうなこともありま

す。それから、自治体を信頼して、一たんやつていただいた後で査定をさせていただく、仕事を標準化するという意味もありま

すけれども、そういう形になつておるわけでございます。

○政府委員(尾田栄章君) この国庫負担法は、基本的に地方公共団体のある意味では仕事として考えられております。災害復旧の負担の強さ、負担の重さにかんがみまして大変高額

の国庫負担を導入する、こういう制度でございます。そういう意味合いで対象とする事業についても一つ一つ国会の審議をいただく、

こういう形になつておるわけでございます。

ところが一方、先生御指摘のとおり災害が起つて災害査定まで待つておれない、そういう事態

が発生をいたしました場合には、これは応急的な復旧ということで地方公共団体においてまず復旧をしていただく

ところも対象に加えた上で災害査定を行つてその部分についても国庫負担の対象にするという制度が既に組み込まれておりまして、

応急的に急いで対応しなければならぬというものについてはそういう対応を既に各地方公共団体においておと

りておるわけでございますので、どうぞ建設省におかれましては我々の意思を体してぜひこの施行に遺漏がないように御尽力をさら

にいたさうと思つておるわけでございます。

○山崎力君 細かい中身の問題に入るといいますか、それ以前の問題でございます

ので、一つの法律が党としても賛成でございます

ので、一つの法律が党としても賛成でございますので、一つの法律の基本にかかわるところで、これは国土庁さんの方にもかかわるところが出てくると思

います。若干お尋ねしたいと思つておるわけですが、と申しますのは、この災害復旧という言葉の災害が、資料によりまして第二条で「異常な天然現象に因り」ということ

で自然災害のみを想定してゐるわけですが、この理由というものはどういふこととで

この理由というふうになつたんでしようか、昭和二十六年という古い法律

で定められておるわけですが、戦後の打ち続く水害、それが背景にあつたというふう

に存じておるわけですが、戦後の打ち続く水害、それが背景にあつたというふう

に存じておるわけですが、戦後の打ち続く水害、それが背景にあつたというふう

に存じておるわけですが、戦後の打ち続く水害、それが背景にあつたというふう

に存じておるわけですが、戦後の打ち続く水害、それが背景にあつたというふう

に存じておるわけですが、戦後の打ち続く水害、それが背景にあつたというふう

に存じておるわけですが、戦後の打ち続く水害、それが背景にあつたというふう

に存じておるわけですが、戦後の打ち続く水害、それが背景にあつたというふう

に存じておるわけですが、戦後の打ち続く水害、それが背景にあつたというふう

に存じておるわけですが、戦後の打ち続く水害、それが背景にあつたというふう

といった場合、これは自然災害ならどうか人為災害ならどうか。

局長の担当であられる川の問題で言えば、ダムが壊れた、それでそこから洪水が起きた。こういった場合、ダムが壊れるときに例えば許容量を超えるような急激な水量の増加で壊れた、あるいは欠陥工事で壊れた、もう一つ言えばダムの放水のタイミングを規定していたものを管理者が誤って放水してしまつて被害を出した。こういった場合、複合汚染という言葉があつたんですけれども、自然と人との複合災害という可能性が十分出てくる。

そういったときにこの法律はどう対応するんだらうということが正直言つて見えてこないわけでごさいます。その点についてちよつと教えていただければと思います。

○政府委員(尾田栄章君) この負担法の限りで申しますと、これはあくまでも公共土木施設が被害を受けた場合の災害復旧を行うに際しての負担のあり方を定めたものでございまして、一般被害に對してどうするかということは、先ほど先生御指摘のとおり災害対策基本法等別の法律体系で処理せられるべきものだといふふうに感じております。

それから、ダムの操作に關してでございますが、ダムはもちろん洪水調節を目的として持つております。そういうダムにおきまして洪水調節を超えた洪水が起つた場合、その場合でも上流から流れ込んできた水を増量することなく洪水ピーク時においては下流に放流をする、そういうことによつてダム自体の安全性を確保する、そういう放流施設を設けておるところでございまして、そういう意味では洪水に對して安全な形のダムをつくるということでは我々は対応しておるといふふうに考へております。

○山崎力君 いろいろな災害に對しての復旧措置といふことは当然いろいろな法律でなされていくわけ、今問題になつていゝのは公共土木施設といふ一つの限られた法律の審議でございませうけれども、

ども、さはさりながら、私が先ほど申し上げたことが公共土木施設の災害に及ぼさないとはいへないわけでごさいます。

例えば、現実にあつた問題ですけれども、県管理のダムが大きな雨で危険水位を超えるようなことになつてしまつて、そのところで放流せざるを得なくなつた、それが下流において一部弱いところで堤防等の決壊を生んだ。こういう事例が現実に幾らでもあると思うんです、私の知つていゝのは一回ですけれども。

そういった場合は、まさに公共土木施設に災害があつた、これを自然災害とすればそのとおり対象のものになる。ところが、そのところでダム管理者の放流のタイミング、危険水位でこれ以上水がたまるからやろうか、あるいはそこで予定外の放流しなくてもダム自体はよかつたんじゃないか、こういう洪水を起すような水量にはならなかつたんじゃないか、これは事後的に検討されるわけだすけれども、そのときに管理者の過失があつたのかどうかということでごさいます。まことに、まさにこの問題ですら人為災害の余地が十分あると私は思うんです。そういった点、ここは全く今までのノータッチで、まさに自然災害だけを問題としてきた。

都市の公園なんといふことに入つてきますと、それこそ都市の河川なんか、すぐ川沿いの公園が被害を受けるといふことは可能性としては、一番脆弱な部分ですから出てくることは十分考えられるといふことを考えますと、その辺の御検討をいただく時期に來ていゝんじゃないかなといふ気がしてゐるんですけれども、その点いかがでございませう。

○政府委員(尾田栄章君) ただいま御指摘をいただいたような事例、非常に大雨が降つて、その上でダムがあつても被害を受けた、それが公共土木施設が被害を受けたといふような場合には、この災害負担法の枠内で公共土木施設の復旧を行うといふことになると考へております。洪水の定義といたしましては、各河川にござい

ます量水標の水位が警戒水位以上になつた場合といたしましては当然この負担法の対象となることになつて考へます。

ただ、先ほど御指摘をいただいておられますようなナホトカ号と申しますか、外部から何か事が起つてきて、それに人為が絡んでどうと、そしてなかつたそれが公共土木施設に被害を及ぼしたといふ場合については、今までのところそういう事例もございませぬし、現時点においてそれがどういふ事象なのかははっきりいたしませんと、個別の案件について具体的に被災をした施設の状況と被災に至つた異常天然現象といふものをどう考へるかといふところをよく詰めない結論が出てこないのではなからうかと存じます。

○山崎力君 個別の観点からいけばそのとおりだと思ふんです。これは国土庁さんの方のあれになるのかもしれないと考へても、いわゆる災害のときに、昔の我々の感覚といふのは自然災害にどう対応するかといふことだつたわけですね。前の災害特で私は言つたんですが、いわゆるナホトカ号のような場合、その補償は原因者がいるわけだから私人間の問題だといふような形で対処すると、そのところの救済のための工事その他公的な負担といふものは、いわば先取り特権的な問題になつてしまつて、法律でこれはその分取らなにかぬといふことになつていゝと思ふわけですね。

そのところで一つ問題になつていゝのが、全然別の事件で言えばオウムの問題で、その被害をまず国側、国といふかそういうものからまず取れる分取る、それから被害者に分ける。これではあんまりだから議員立法で権利放棄をさせようじゃないかといふのが今出てきていゝわけですね、そういったことが災害にも、これからこういうふうな高度社会になつてくると想定できない部分はないわけですね、理論的に言へば。

原子力開発の問題もあれば、大規模のダムだつて後で壊れてみたら欠陥工事だつた、これは人為災害だといふことだつてあり得るわけですね。それから、先ほどの点でいけば新幹線とか高速道路などといふのは地震が來て壊れるはずはないといふことであつたわけですね、そのところでもし欠陥が工事その他であれば、これは自然災害なのか人為災害なのかといふのは極めて判定が困難な問題でございませう。

ですから、そういった意味でトータルとして申し上げたいのは、災害といふものをなぜか我々はもう直に自然災害だといふふうには思ひ込んでいゝ節があるんですが、これからは人間の起こした災害、それともう一つ言えば自然災害といふものも自然の力プラス人間のつくつたものとの複合においての災害、これについての被害といふものをどう救済していくかといふのは、原因別に簡単に分けて自然災害だけ考へていければいいんだという時代ではなくなつていゝんでないかといふふうな気がしてゐるわけですね、そういった点でこの法律もその中の一部に含まれるんでないかといふふうには私は思つていゝわけでごさいます。

その点について、局長より大臣なり、あればお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(尾田栄章君) この法律の枠組み自体はあくまでも自然災害を対象にして、しかも施設そのものも公共土木施設に限つていゝ、こういう法律体系でございませうと、先生御指摘のような災害原因が人為的なもので、なかつたその被害自体も公共土木施設以外の一般被害を含んだようなものについては広い概念としての被害といふようなものについては負担法の範囲を超えた議論だと存じます。

ですから、そういう新たな災害と申しますか、そういう異常な事態にどう対応するかといふことについては、これは国土庁さんの方の所管でございませう、現時点においては災害対策基本法の枠内で処理をされていゝものだといふふうには存じます。

○山崎力君 その点同じ災害でございませう、省庁間の連絡、将来一緒にいゝということもある

わけでございますから、御検討願いたいということと私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(閣僚側之君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(閣僚側之君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(閣僚側之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、優良田園住宅の建設の促進に関する法律案

(巻)

一、高速自動車国道法等の一部を改正する法律案

案

一、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

案

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案

(目的) この法律は、多様な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生活を営むことができ、農村地域の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、

健康的でゆとりのある国民生活の確保を図ることを目的とする。

優良田園住宅とは、農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅であつて、次の要件に該当するものをいう。

一 敷地面積が政令で定める規模以上であること。

二 建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合が政令で定める数値以下であること。

三 階数が政令で定める階数以下であること。

三 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針 (優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めることができる。

二 優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向

一 優良田園住宅の建設が基本的に適当と認められるおおよそその土地の区域に関する事項

三 優良田園住宅が建設される地域における個性豊かな地域社会の創造のために必要な事項

四 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項

その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

二 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

二 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合

三 建設しようとする住宅の階数

四 その他農林水産省令で定める事項

三 市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切であること。

二 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。

優良田園住宅建設計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

三 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による優良田園住宅建設計画の変更の認定について準用する。

(優良田園住宅の建設の促進についての配慮)

第五条 国の行政機関又は地方公共団体の長は、前条第一項の認定を受けた優良田園住宅建設計画(同条第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて土地を認定に係る優良田園住宅の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第三十号)第十九号、都市計画法(昭和四十二年法律第百零五号)その他の法律の規定による許可その他の処分を請求されたときは、当該優良田園住宅の建設の促進を図られるよう適切な配慮をするものとする。

(税制上の措置)

第六条 国又は地方公共団体は、優良田園住宅の建設の促進に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(住宅金融公庫等の融資に当たつての配慮)

第七条 住宅金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫は、優良田園住宅の建設が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

附則 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農林水産省設置法の一部改正)

2 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の六の次に次の一号を加える。

二十七の七 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に関すること。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十六号中「及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)」を、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)及び優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第 号)」に改める。

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案

第一条 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

(高速自動車国道との連結の制限)

第十一条 次に掲げる交通の用に供する施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。

一 道路 一般自動車道又は政令で定める一般交通の用に供する道路その他の施設

二 前号に掲げるものを除くほか、高速自動車国道活用施設(商業施設、レクリエーション施設その他の施設であつて、当該施設の利用に当たつて相当数の者が高速自動車国道を通行すると見込まれるものをいう。以下この号において同じ。)の高速自動車国道と連絡する通路その他の施設であつて、専ら当該高速自動車国道活用施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

第十一条の次に次の七条を加える。

(連結許可等)

第十一条の二 前条各号に掲げる施設(高速自動車国道を除く)を管理する者は、当該施設を高速自動車国道と連結せよとする場合においては、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、建設大臣の許可(以下「連結許可」という)を受けなければならない。

2 建設大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、連結許可をすることができらる。

一 前条第一号に掲げる施設 第五条の規定により定められた整備計画に適合するものであること。

二 前条第二号に掲げる通路その他の施設であつて、これを管理する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するもの 第五条の規定により定められた整備計画及び建設省令で定める通路その他の施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

三 前条第二号に掲げる通路その他の施設であつて、前号に掲げるもの以外のもの 政令で定める連結位置に関する基準及び同号の建設省令で定める技術的基準に適合するものであること。

3 道路運送法第七十四条第二項の規定は、連結許可については、適用しない。

4 連結許可を受けた前条第二号に掲げる通路その他の施設であつて第二項第三号に該当するものを管理する者は、当該通路その他の施設を同項第一号又は第二号の施設としようとする場合(政令で定める場合を除く)には、連結許可を受けなければならない。

5 連結許可を受けた前条第二号に掲げる通路その他の施設を管理する者は、当該通路その他の施設の構造について変更(建設省令で定める軽微な変更を除く)を行おうとする場合には、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、建設大臣の許可を受けなければならない。

6 第二項の規定は、前項の許可について準用する。

7 第五項の許可を受けた通路その他の施設は、連結許可を受けた前条第二号に掲げる通路その他の施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用する。

路その他の施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用する。

(連結許可等)に係る通路その他の施設の管理) 第十一条の三 連結許可及び前条第五項の許可(以下「連結許可等」という)を受けて高速自動車国道と連結する第十一号第二号に掲げる通路その他の施設を管理する者は、建設省令で定める基準に従い、当該通路その他の施設の維持管理をしなければならない。

(連結料の徴収) 第十一条の四 国は、第十一条第二号に掲げる通路その他の施設(高速自動車国道との連結につき、連結料を徴収することができる。)

2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、政令で定める。

3 第一項の規定に基づく連結料は、国の収入とする。

(連結許可等)に基づく地位の承継) 第十一条の五 相続人、合併により設立される法人その他の連結許可等を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していた当該連結許可等に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により連結許可等に基づく地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、建設大臣にその旨を届け出なければならない。

第十一条の六 建設大臣の承認を受けて連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその連結許可等に基づく地位を承継する。

(連結許可等の条件等) 第十一条の七 建設大臣は、連結許可等又は前条の承認には、高速自動車国道の管理のために必要な範囲内で条件を付することができる。

(連結許可等)に対する監督処分等) 第十一条の八 道路法第七十一条第一項から第三項までの規定は、連結許可等及び連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設について準用する。この場合において、同条第一

項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「建設大臣」と、同条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「高速自動車国道法」と、同条第一項中「道路」とあるのは「道路若しくは高速自動車国道法第十一条の第二項若しくは第五項の許可に係る高速自動車国道と連結する施設」と読み替へるものとする。

2 道路法第七十三条の規定は、第十一条の四第一項の規定に基づく連結料の徴収について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「道路管理者(指定区間内の国道にあつては国、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統括する都道府県。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「道路管理者」とあるのは「国」と、同条第二項中「条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と読み替へるものとする。

第二十八條の次に次の一条を加える。

第二十八條の二 第十一條の八第一項において準用する道路法第七十一条第一項又は第二項の規定による建設大臣の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十二條中「前三條を、第二十八條の二から前条まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十二條の二 第十一條の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

(道路法の一部改正) 第二条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路(これら以外の道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で建

設省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この項において同じ。に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連絡路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められ、かつ、前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

第三十六條第二項中「基く」を「基づく」に、「前項但書」を「前項ただし書」に、「第三十三條」を「第三十三條第一項」に改める。
(日本道路公団法の一部改正)

第三條 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「役員」を「総裁及び副総裁」に改め、「四年」の下に「とし、理事及び監事の任期は、二年を加える。

第十九條第一項第七号を次のように改める。
七 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うこと。
イ 国又は地方公共団体の委託に基づき、道路の新設及び改築並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

ロ 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九號)第十一條の二第一項又は第五項の許可を受けた者の委託に基づき、同法第十一條第二号に規定する通路その他の施設の建設及び管理を行うこと。

第十九條の二中「前条第一項第五号に掲げる」を「次の」に改め、同条に次の各号を加える。
一 前条第一項第五号の業務を行うこと。
二 道路法第三十三條第二項に規定する施設(二)以上の者が共同して設置するものであつて、高速自動車国道又は自動車専用道路の通行者に対する多様な利便の効率的な提供に資するものに限る。)の建設及び管理

を行うこと。
第四十條中「違反して」を「よる」に改め、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「三万円」を「二十万円」に改める。
第四十一條中「三万円」を「二十万円」に改め、第四十二條中「一万円」を「十万円」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 この法律の施行前に第一條の規定による改正後の高速自動車国道法第十一條第二項の規定によりした許可は、第一條の規定による改正後の高速自動車国道法第十一條第二項の規定によりした許可とみなす。
3 この法律の施行の際現に日本道路公団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。
4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
5 (道路整備特別措置法の一部改正)
第六條の二第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 高速自動車国道法第十一條の二第一項の規定により同条第二項第三号に掲げる通路その他の施設について高速自動車国道との連絡を許可し、同条第五項の規定により当該通路を他の施設の構造の変更を許可し、及び同法第十一條の七の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。
二の三 高速自動車国道法第十一條の六の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第十一條の七の規定により当該承認に必要な

条件を付すること。
第六條の二第一項第九号及び第十一号中「附する」を「付する」に改め、同項第十八号中「同法」を「高速自動車国道法第十一條の八第一項及び道路法」に、「同法第七十一條第三項前段」を「道路法第七十一條第三項前段」に改め、同法第十一條の八第一項において準用する場合を含む。)に、「同法」を「道路法」に改め、同条第二項中「代つて」を「代わつて」に改め、「第一号」の下に、「第二号の二」を加える。
第十六條の二第一項第一号中「第十一條第二項の規定により」を「第十一條の二第一項の規定により同法第十一條各号に掲げる施設(同法第十一條の二第二項第三号に掲げるものを除く。)の高速自動車国道との連絡を」に改める。

第十八條を第十七條の二とし、同条の次に次の一条を加える。
(連結料の徴収についての高速自動車国道法の規定の適用)
第十八條 日本道路公団の管理する高速自動車国道に関する高速自動車国道法第十一條の四の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「国」とあるのは、「日本道路公団」とする。

第二十五條中「割増金」の下に、「第十八條において読み替えて適用する高速自動車国道法第十一條の四第一項の規定に基づく連結料」を加え、「あるのは「公団等」と、同条第二項又は「あり、並びに同条第二項及び」に、「道路管理者」とあるのは「公団等」を「道路管理者」とあるのは、前段の料金、割増金、占用料及び負担金については「公団等」と、前段の連結料については「日本道路公団」に改める。

第三十條第一項の表上欄中「第三十三條」を「第三十三條第一項」に改める。
(駐車場法の一部改正)
第六條 駐車場法(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「第三十三條」を「第三十三條第一項」に、「基く」を「基づく」に改める。
(石油パイプライン事業法の一部改正)
第七 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五百五号)の一部を次のように改正する。
第三十五條第二項中「第三十三條」を「第三十三條第一項」に改める。
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第三條に次の一号を加える。
十一 公園
第六條第一項第一号中「六十万円」を「百二十万円」に、「三十万円」を「六十万円」に改め、同条第二項中「五十メートル」を「百メートル」に改める。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二條 改正後の第三條の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した災害の災害復旧事業について適用する。
第三條 施行日前に発生した災害の災害復旧事業に係る一箇所の工事の費用の最低額及びその工事の範囲については、改正後の第六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
第四條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五百十号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第一項中「四十万円以上六十万円」を「八十万円以上百二十万円」に、「十五万円以上三十万円」を「三十万円以上六十万円」に改め

第六條の二第一項第九号及び第十一号中「附する」を「付する」に改め、同項第十八号中「同法」を「高速自動車国道法第十一條の八第一項及び道路法」に、「同法第七十一條第三項前段」を「道路法第七十一條第三項前段」に改め、同法第十一條の八第一項において準用する場合を含む。)に、「同法」を「道路法」に改め、同条第二項中「代つて」を「代わつて」に改め、「第一号」の下に、「第二号の二」を加える。
第十六條の二第一項第一号中「第十一條第二項の規定により」を「第十一條の二第一項の規定により同法第十一條各号に掲げる施設(同法第十一條の二第二項第三号に掲げるものを除く。)の高速自動車国道との連絡を」に改める。

第十八條を第十七條の二とし、同条の次に次の一条を加える。
(連結料の徴収についての高速自動車国道法の規定の適用)
第十八條 日本道路公団の管理する高速自動車国道に関する高速自動車国道法第十一條の四の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「国」とあるのは、「日本道路公団」とする。

第二十五條中「割増金」の下に、「第十八條において読み替えて適用する高速自動車国道法第十一條の四第一項の規定に基づく連結料」を加え、「あるのは「公団等」と、同条第二項又は「あり、並びに同条第二項及び」に、「道路管理者」とあるのは「公団等」を「道路管理者」とあるのは、前段の料金、割増金、占用料及び負担金については「公団等」と、前段の連結料については「日本道路公団」に改める。

第三十條第一項の表上欄中「第三十三條」を「第三十三條第一項」に改める。
(駐車場法の一部改正)
第六條 駐車場法(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「第三十三條」を「第三十三條第一項」に、「基く」を「基づく」に改める。
(石油パイプライン事業法の一部改正)
第七 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五百五号)の一部を次のように改正する。
第三十五條第二項中「第三十三條」を「第三十三條第一項」に改める。
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第三條に次の一号を加える。
十一 公園
第六條第一項第一号中「六十万円」を「百二十万円」に、「三十万円」を「六十万円」に改め、同条第二項中「五十メートル」を「百メートル」に改める。

る。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等
に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に発生した災害の災害復旧事業
については、前条の規定による改正後の激甚災
害に対処するための特別の財政援助等に関する
法律第二十四条第一項の規定にかかわらず、な
お従前の例による。

(建設省設置法の一部改正)

第六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十
三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十五号中「及び下水道」を、「下水
道及び公園」に改める。

第六号中正誤

ベシ 段行 誤
三三 八 施策 誤
施設 正

平成十年四月二十一日印刷

平成十年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K